

秋田県公安委員会規則第10号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月27日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第8条の2 略 （軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）乗車人員の制限</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（ア）～（オ） 略</p> <p><u>（カ）タンデム自転車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させる場合</u></p> <p>イ 略</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>第10条～第18条 略</p> <p>別表第1（第5条の2関係）～別表第3（第16条の3関係） 略</p> <p>様式第1号～様式第35号 略</p>	<p>第1条～第8条の2 略 （軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）乗車人員の制限</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（ア）～（オ） 略</p> <p>イ 略</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>第10条～第18条 略</p> <p>別表第1（第5条の2関係）～別表第3（第16条の3関係） 略</p> <p>様式第1号～様式第35号 略</p>

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。